

岩手県選挙管理委員会告示第31号

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の管理に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の管理に関する規程の一部を改正する告示

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の管理に関する規程（平成11年岩手県選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(行政文書の管理台帳) 第10条 [略] 2 [略] 3 管理台帳は、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。） <u>及び</u> 行政情報サブセンター（各地区合同庁舎（ <u>江刺地区合同庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。</u> ）内に設置されている情報公開窓口をいう。）において、一般の閲覧に供するものとする。  4・5 [略]	(行政文書の管理台帳) 第10条 [略] 2 [略] 3 管理台帳は、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。） <u>行政情報サブセンター（各地区合同庁舎（北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている情報公開窓口をいう。）<u>及び</u>行政情報サブセンター地域窓口（各地区合同庁舎等（北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎千厩分庁舎に限る。）内に設置されている情報公開窓口をいう。）</u> において、一般の閲覧に供するものとする。  4・5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。